

別紙様式第1号の2(1)(第106条第1号関係) (平18農水令41・金改、平19農水令75・平20農水令17・平21農水令13・平22農水令18・平23農水令10・平24農水令37・平25農水令22・平26農水令17・一部改正、平28農水令5・旧別紙様式第1号(旧緑下・一部改正))

第 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表

(農業協同組合名)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
1 信用事業資産		1 信用事業負債	
(1) 現金		(1) 貯金	
(2) 預金		(2) 譲渡性貯金	
系統預金		(3) 売現先勘定	
系統外預金		(4) 債券貸借取引受入担保金	
譲渡性預金		(5) 借入金	
(3) コールローン		(6) 外国為替	
(4) 買現先勘定		(7) その他の信用事業負債	
(5) 債券貸借取引支払保証金		未払費用	
(6) 買入手形		金融派生商品	
(7) 買入金銭債権		金融商品等受入担保金	
(8) 商品有価証券		その他の負債	
(9) 金銭の信託		(8) 諸引当金	
(10) 有価証券		金融商品取引責任準備金	
国債		(9) 債務保証	
地方債		2 共済事業負債	
政府保証債		(1) 共済借入金	
金融債		(2) 共済資金	
短期社債		(3) 共済未払利息	
社債		(4) 未経過共済付加収入	
外国証券		(5) 共済未払費用	
株式		(6) その他の共済事業負債	
受益証券		3 経済事業負債	
投資証券		(1) 支払手形	
(11) 貸出金		(2) 経済事業未払金	
(12) 外国為替		(3) 経済受託債務	
(13) その他の信用事業資産		(4) その他の経済事業負債	
未収収益		4 設備借入金	
金融派生商品		5 雑負債	
金融商品等差入担保金		(1) 未払法人税等	
リース投資資産			

その他の資産		(2) リース債務	
(4) 債務保証見返		(3) 資産除去債務	
(5) 貸倒引当金	△	(4) その他の負債	
2 共済事業資産		6 諸引当金	
(1) 共済貸付金		(1) 賞与引当金	
(2) 共済未収利息		(2) 退職給付引当金	
(3) その他の共済事業資産		(3) 役員退職慰労引当金	
(4) 貸倒引当金	△	(4) . . .	
3 経済事業資産		7 繰延税金負債	
(1) 受取手形		8 再評価に係る繰延税金負債	
(2) 経済事業未収金		負債の部合計	
(3) 経済受託債権			
(4) 棚卸資産			
購買品		(純資産の部)	
. . .		1 組合員資本	
宅地等		(1) 出資金	
その他の棚卸資産		(うち後配出資金)	
(5) その他の経済事業資産		(2) 資本準備金	
(6) 貸倒引当金	△	(3) 利益剰余金	
4 雑資産		利益準備金	
5 固定資産		その他利益剰余金	
(1) 有形固定資産		〇〇積立金	
建物		当期末処分剰余金	
機械装置		(又は当期末処理	
土地		損失金)	
リース資産		(うち当期剰余金	
建設仮勘定		(又は当期損失	
その他の有形固定資産		金))	
減価償却累計額	△	(4) 処分未済持分	
(2) 無形固定資産		2 評価・換算差額等	
リース資産		(1) その他有価証券評価差	
その他の無形固定資産		額金	
産		(2) 繰延ヘッジ損益	
6 外部出資		(3) 土地再評価差額金	
(1) 外部出資		純資産の部合計	
系統出資			
系統外出資			
子会社等出資			

(2) 外部出資等損失引当金	△		
7 前払年金費用			
8 繰延税金資産			
9 再評価に係る繰延税金資産			
10 繰延資産			
資 産 の 部 合 計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、又は組合の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 該当しない科目は削除して記載するとともに、金額的重要性の乏しいものについては、一括して記載して差し支えない。なお、総括科目に一括記載したもののうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。